



2022年6月1日

各 位

会社名 株式会社フレクト
代表者名 代表取締役CEO 黒川 幸治
(コード番号：4414 東証グロース)
問い合わせ先 執行役員コーポレート本部長CFO 塚腰 和男
TEL. 03-5159-2090

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり「定款の一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款における株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)の削除、電子提供措置等の規定(変更案第15条)の新設及び経過措置に関する附則を設けるものです。

(2) 本店移転が完了したことに伴い、本店所在地の効力発生に関する附則(本店所在地に関する経過措置)を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

(下線部分が変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第15条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、 <u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計</u>	(削除)

<p><u>算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 15 条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><u>(本店所在地に関する経過措置)</u></p> <p><u>定款第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2022 年 4 月 1 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供制度に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した</u></p>

	<u>日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--	---

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月23日（予定）

以上